

関西学院大学 研究成果報告

2021年3月31日

関西学院大学 学長殿

所属：総合政策学部

職名：教授

氏名：安高雄治

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	マダガスカル南西部の乾燥地における生業活動と治安悪化への対策
研究実施場所	関西学院大学神戸三田キャンパス個人研究室ほか
研究期間	2020年4月1日 ～ 2021年3月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

マダガスカル南西部の人々にとって、家畜飼養（特にウシ）は生計を維持する手段としても、また社会文化的にも極めて重要である。しかし近年、強盗化したマラス（ウシ泥棒）によって家畜が組織的に奪われ、殺人なども珍しくなくなった。このような状況に対し、一部の住民は、家畜を守り問題を解決するための制度であるディナベを立ち上げ、自衛を始めた。

これまでの調査・研究の結果から、ディナベ立ち上げの経緯や制度・活動の詳細、他の地域におけるディナベの受容状況などについてはある程度明らかとなっている。ただし、一部地域では治安悪化が解消されず、また状況も刻々と変化していることから、本研究では、サカラハ及びその周辺地域においてディナベの抱える問題や課題に関する情報収集等を目的とした現地調査を行う予定であった。しかし、コロナ禍により調査が実施不可能となったため、収集済みである資料の精査や、新たに入手した衛星画像データの分析、出作り耕作による乾燥林の焼畑に関する分析・執筆などを行った。概要は以下の通りである。

（1）僅か4村で立ち上げられたディナベは、その誓約儀式後には速やかに5つのコミューン（行政区画の階層：各ディストリクトには複数のコミューンが含まれ、各コミューンには数多くの村が含まれている）に受容され、その後の約2年2ヶ月という極めて短い期間でAtsimo-Andrefana地域圏（ほぼ）全域に適用されることになった。それに伴い、ディナベの規程にも大幅に手が加えられ、地域圏全域に適用される段階では全140条の規程集という形でまとめられた。この規程集の精査及び比較を行った結果、ディナベ立ち上げ時の規程と同様にウシ

泥棒以外にも広範囲に規則・罰則等を定めていること、またそれぞれについて細かく明文化していることが確認された一方で、異なる点も多いことが明らかとなった（法令用語が多いこと、またマダガスカル語であることから再確認すべき点も一部残る）。それらの中には、①ディナベ立ち上げ時には当然のように行われていた強圧的な行為が禁止されたこと、②銃や槍・斧などの武器を集会に持ち込むことが禁止されたこと、③ディナベを受容した各ディストリクト／コミューンで開かれるディナベ集会において被疑者側が用意するよう求められるものの額や量が一律となったこと、④同様に嫌疑を認めた場合に用意すべき補償内容も一律となったこと、⑤天然資源などの違法な利用に対する罰則などが追加されたこと、⑥規程の一律適用が困難なトゥリアラ市街地での活動が一部除外されたこと、などが含まれていた。市街地とその他地域との違いに加え、この地域圏には複数の異なる集団が暮らしており、その生業や文化・考え方、抱える問題などは一様ではないことから、どの地域・集団においても受容されやすくするための調整等が行われた結果と考えられた。

（２）短期間でAtsimo-Andrefana地域圏のほぼ全域にディナベは受容されていったが、その背景には、参加した地域における治安が明らかに改善されたという事実があり、一方で、未参加の地域はマラスに狙われるリスクが高くなるという理由があったと考えられる。加えて、ディナベ集会時における人民裁判的とも言える強圧的な行為や、集会を長期化させると被疑者側の負担が大きくなるという仕組みとが、被疑者の速やかな自供に繋がっている、とする人々の支持があったはずである。ところが、新たにまとめられた上述のディナベ規程集では、初期段階では盛り込まれていなかった種々の規程が加えられ整えられた一方で、集会時の強圧的な行為を禁止するといった変更が加えられた。さらに、集会に銃などの武器を携帯することも禁止された。この規程集は、地域圏全域に適用するために地域圏知事の認可の基で作成されており、裁判所の承認を受ける必要もあったため、これらの変更はやむを得ない事情によるものと考えられる。しかし、特に強圧的行為の禁止などの変更は、ディナベを強く支持する一部の人々を失望させることになるとも考えられ、規程を遵守することが今後のディナベの影響力や問題解決力の低下をもたらすのではないかと推察された。

（３）高解像度衛星画像データの分析を行い、南西部における焼畑耕作放棄後の状況を検証した。その結果、調査対象村の焼畑（伐採時の情報を収集済み）は放棄されたままであり、長いものでは20年以上経過していたが、再び人為的な手が加えられた形跡は確認されなかった。これは、乾燥地における焼畑では植生の回復が極めて遅く、休閑期間が十分ではないために再伐採が行われなかった可能性が高いことに加え、この地域一帯で進められていた自然保護の強化によって再伐採が露見することを怖れたためと考えられた。ただし、近隣エリアでは近年の新たな伐採跡がいくつか確認されていることから、食糧不足などでやむを得ず再伐採を行ったり、現地の自然保護の状況に何らかの変化が生じたりしている可能性が示唆された。

上述の焼畑耕作地は、慣習地から遠く離れた無主地の乾燥林において出作り耕作で利用されていた土地である。厳しい乾燥環境で暮らす人々の一部は、その生活上の不足をこのような焼畑耕作で補ってきた。ただし、人々にとっては所有者不在と認識された土地であったことから、その初期段階ではいわば早い者勝ちで利用され、それが乾燥林の減少に繋がっていた。村々から遠く離れ、水などもない不便な土地で焼畑耕作を行う理由やその耕作の実態、自然保護・破壊の観点から一部検討した結果などについて執筆を行った（出版予定：「出作りによる乾燥林の焼畑——マダガスカル南西部における無主地の利用」伊谷樹一編『生態人類学は挑む SESSION 4』京都大学学術出版会）。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。